

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

近年、暴力を振るう、食事を与えない等の行為により、保護者が我が子を死に迫いやる深刻な児童虐待事件が相次いでいます。特に、昨年3月、東京都目黒区で発生した虐待死事件を受け、政府は、同年7月に緊急総合対策を取りまとめ、児童相談所の体制強化等を図る法改正案を国会に提出することとしていました。しかし、本年1月、千葉県野田市で再び痛ましい虐待死事件が発生したことから、こうした状況を深刻に受けとめ、同年3月、児童虐待防止対策の抜本的強化を図ることを決定するとともに、これを受けた児童福祉法等の改正法案を今国会に提出し、先日、可決、成立したところです。

よって、政府は、児童虐待防止対策のさらなる強化に向けて、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 「しつけに体罰は要らない」という認識を社会全体で共有できるよう周知、啓発に努めるとともに、児童福祉法等の改正後に必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護のあり方について速やかに結論を出すこと。
2. 学校における虐待防止体制を構築し、警察との連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
3. 虐待事案の情報共有システムを全ての都道府県、市町村で速やかに構築できるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を速やかに定めること。
4. 児童相談所と、DV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守れるよう体制強化を進めるとともに、児童相談所の体制整備や、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を行う日本版ネウボラの設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月27日

枚方市議会議長 前田富枝

〈提出先〉

法務大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

国家公安委員会委員長

厚生労働大臣

男女共同参画担当大臣